

会 議 録

1 会議名

第3回 上越市空き家等対策協議会

2 議題（公開・非公開の別）

(1) 報告 上越市空き家等対策計画（案）に係るパブリックコメントの実施結果について（公開）

(2) その他（公開）

3 開催日時

平成28年10月26日（水）午前10時から

4 開催場所

上越市役所木田第1庁舎4階 401会議室

5 傍聴人の数

1人

6 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

・委員： 井部 辰男、折笠 正勝、小池 一彦、関 行雄、田中 隆司、
田中 雅博、渡邊 恵美

・事務局： 建築住宅課 上田課長、佐藤副課長、関根係長

7 発言の内容

佐藤副課長：開会の宣言

上田課長：挨拶

佐藤副課長：上越市空き家等対策協議会設置要領第3条第1項の規定により、議事の進行を田中会長、進行補佐を関副会長に依頼。

田中会長：事務局に本日の出席状況の報告を求める。

佐藤副課長：委員10名の内7名の出席があり、委員の過半数が出席していることを報告。

田中会長：委員の過半数の出席により、上越市空き家等対策協議会設置要領第3条第2項の規定要件を満たし、本日の協議会の成立を宣言。

議題「上越市空き家等対策計画（案）に係るパブリックコメントの実施結果

について」を上程し、事務局の説明を求める。

佐藤副課長：資料1により説明。

折笠委員 : 10月から導入した空き家の除却費の補助制度の内容は。

上田課長 : 平成27年度に危機管理課所管の老朽危険空き家除却費補助金が終了した。平成28年度は除却費補助制度が無かったが、特定空き家等の認定を終え、特定空き家等の除却推進の観点から9月議会に予算を提案し10月から施行している。内容は危機管理課の補助内容を引き継ぎ、特定空き家等の除却工事費の1/2を補助し上限額は50万円である。市民税所得割非課税世帯を対象としている。

井部委員 : パブリックコメントでの具体的な提案については、これらの意見を参考としてアクションプランを検討するとあるが、これらを反映すると重厚なアクションプランとなるのではないか。

上田課長 : パブリックコメントでの意見については、できるかどうかという点もあるがアクションプランですべて検討しなければならないと考えている。例えば空き家相談窓口の分割意見があるが、建築住宅課では窓口はワンストップ化とし、状況により関係課へ対応を依頼する方向でいきたいと考えている。すべての提案を反映はできないとは思いますが、パブリックコメントでの意見についてはアクションプランの検討の過程で資料としたい。

井部委員 : 提案した方はアクションプランに期待すると思うがどうか。

上田課長 : アクションプランでは空き家対策を実施するための具体的な体制や空き家の利活用の補助金、他課の空き家支援対策事業などの整理を想定している。アクションプランの作成については庁内関係課で構成する空き家等対策会議で検討し、その後空き家等対策協議会で意見を求め作成していく予定である。

渡邊委員 : 空き家は市民にとって身近な問題であり、空き家対策の大きな枠組みを作るこの基本計画は、空き家対策の色々な可能性を否定せずに認めている。アクションプランでの具体的な施策はパブリックコメントの意見を踏まえて、できること、できないことを精査して反映していただきたい。

田中会長 : 空き家の問題は少子高齢化から発生している。空き家について言えば、所有者の管理が原理原則だと思うので、アクションプランの作成にこだわらず、まずは所有者の意識を変えろというか、所有者責任の意識の醸成に努めていただくことが肝要かと考える。

田中委員 : アクションプランの作成時期は。

上田課長 : 作成時期について具体的な回答はできないが、実施体制の構築や補助金の予算化等をアクションプランで作成し、P D C Aサイクルで運用していくのが理想と考えている。

折笠委員 : 空き家バンクにおける宅地建物取引業協会の取り組み状況は。

関副会長 : 宅地建物取引業協会では現在県下 18 市町村と空き家バンクの提携をしている。上越市では、まず建築住宅課が主催で無料相談会を実施する。宅地建物取引業協会上越支部ではその不動産が市場に流通するか判断するため現地調査を行う。その後空き家バンクに登録できる物件はホームページで公開することとなる。

小池委員 : 消防の観点から空き家の管理はしっかりしていただきたいと考える。空き家から出火している事例が本年 2 件発生した。

田中会長 : パブリックコメントの意見は具体的な内容なので、事務局はアクションプランの作成時の参考にしていただきたい。引き続き事務局は、計画の策定に向け、事務を進めていただきたい。

上田課長 : その他の議題として、空き家等対策計画については、11 月の市議会の所管事務調査を経て策定となる予定であることと、特定空き家等の認定については、年内を目途に優先順位を付けて現地調査を行い、来年 2 月頃に当協議会から認定に向けての意見を求める予定であることを説明。

田中会長 : 閉会を宣言

8 問合せ先

都市整備部建築住宅課住宅係 TEL : 025-526-5111 (内線 1343)

E-mail : kenjuu@city.joetsu.lg.jp

9 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。